

## 2 障害基礎年金

障害基礎年金は申請しないと支給されませんので忘れずに申請することが必要です。療育手帳等の障害者手帳を持っているからといって必ず支給されるわけではありませんのでご注意ください。

また、療育手帳A＝障害基礎年金1級というわけではなく、申請内容によって個別に判定されます。

受給条件障害基礎年金を受給するときは、次の条件が必要です。

1. 初診日において国民年金に加入していること（※1）。又は国民年金に加入していた者であって、日本国内に住所を有し、かつ60歳以上65歳未満であること
  2. 障害認定日（初診日から1年6ヵ月を経過した日又は症状が固定した日）に1級か2級の障害状態にあること（※2）
  3. 初診日の属する月の前々月までに加入期間の3分の2以上保険料を納めていること（免除期間、学生納付特例期間、納付猶予期間を含む）注：令和8年3月31日までに初診日がある場合は、特例として初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。
- （※1）20歳前に病気やケガなどで障害の状態になった人は、20歳になった時から受けられます。ただし、本人の所得制限があります。
- （※2）障害認定日に障害状態に該当しなかった方でも、その後症状が悪化し、障害の状態になったときは、65歳に達する日の前日までの間に請求があれば障害年金を受給できます。

年金額（令和3年度） 障害程度により1級と2級に分けられます。

年金額の一覧表	
1級障害	976,125円（月額81,343円）
2級障害	780,900円（月額65,075円）

子の加算額の一覧表	
加算対象の子	加算額
1人目・2人目（1人につき）	各224,700円（年額）
3人目以降（1人につき）	各74,900円（年額）

### 支給方法

年6回（2、4、6、8、10、12月）に2ヵ月分ずつ本人に支払われます。

※請求手続きが可能かどうか納付要件の確認が必要となります。病名が判明していない場合でも、その傷病によりはじめて医療機関にかかっていたことが分かる証明書（受診状況等証明書）をお取りください。

手続に必要なもの

- ①年金請求書（国民年金、障害基礎年金）、申立書（用紙は窓口にあります）
- ②医師の診断書（用紙は窓口にあります）

・20歳前に障害を認定  
・自立生活に要支援を証明  
申立書、医師の診断書が重要！

- ③受診状況等証明書（初診日等の証明）
- ④年金手帳
- ⑤障害者手帳等をお持ちの方はその手帳
- ⑥戸籍謄本及び世帯全員の住民票など
- ⑦印鑑
- ⑧預金通帳または貯金通帳（本人名義）

※状況により他に必要なものがある場合もあります。窓口にてご相談ください。

#### 手続時期

初診日から1年6ヶ月を経過した日、または症状が固定した日以降。  
(20歳前に障害者となった方については、20歳に達した日)

#### 窓口

仙台市：各区役所・宮城総合支所保険年金課，秋保総合支所保健福祉課  
仙台市以外：各市町の保険年金課

#### 【障害基礎年金の申請について】

##### 申請準備の時期

20歳の誕生日の2～3か月前（保険年金課）

- ①障害基礎年金裁定請求書，申立書
- ②医師の診断書

上記の用紙を準備の上，申請してください。医師の診断書はすぐに作成出来ませんので，主治医（精神医療の資格が必要）に依頼できるか早めに確認してください。主治医がない場合には，仙台市の場合，仙台市発達相談支援センター（アーチル）の嘱託医にも依頼できます。

##### 診断書と申立書の記載内容が大切

診断書の記載内容が年金支給に向けての重要ポイントとなりますので，医師にお子様をよく診ていただいた上で診断書を作成してもらうことが大切です。

また，申立書の記載内容も重要です。お子様の将来を想定して，周囲の方の支援が必要になることを必ずご記載ください。出生から就学前までの各種相談機関での相談記録や診断結果・判定結果，子育て上の悩みやエピソード等もまとめておかれると記載時の参考になります。学校在学中のことについては，個別の教育支援計画，個別の指導計画，通信表等をお手元に準備しておくことをおすすめします。

記載にあたっては，相談事業所の相談員にアドバイス等をいただくこともできますのでお困りの際は相談してみるとよいでしょう。

##### あきらめずに再申請を

市区町の保険年金課等の窓口で受理された書類は，管轄の年金事務所に送られて支給の有無について判定されます。たとえ，その年に年金支給が決定されなかった場合でも，翌年以降にあらためて再申請することもできます。お子様とご家族の将来のためにあきらめずに再申請することをおすすめします。